

原発事故の避難者に対する「あぶくま高原道路
(矢吹中央IC～玉川IC間)」の無料措置Q & A

●無料措置が適用となる時間について

Q1

無料措置の開始は平成24年4月28日(土)からとなっていますが、午前0時過ぎに、あぶくま高原道路のインターチェンを出れば、無料になりますか？

A1

無料措置を適用する時間は、矢吹料金所を通過する時間で判断します。矢吹料金所は有料区間(矢吹中央IC～玉川IC間)のほぼ中間地点の本線上にあります。インターチェンジの通行時間は、無料措置とは関係ありません。

※ 「あぶくま高原道路」は、矢吹中央IC～玉川IC間以外は全て無料区間です。

●ETC走行について

Q2

ETCで走行で無料措置を受けることができますか？

A2

あぶくま高原道路はETCシステムを導入していません。無料措置の適用の有無にかかわらず、料金所では必ず一旦停止してください。無料措置の適用を受ける場合は、確認に必要な書面を係員に呈示してください。

(以下のQ & Aは、NEXCO東日本のホームページに掲載されている「よくあるご質問(原発事故の警戒区域等に居住されていた方の無料措置)」及び「よくあるご質問(居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方を対象とした無料措置)」の内容で、あぶくま高原道路の無料措置と共通する部分の抜粋となります。)

●原発事故の警戒区域等に居住されていた方について

Q3

被災時、警戒区域等以外に住所を有していましたが、現在原発事故の影響で自主的に避難しています。無料措置の対象となりますか？

A3

被災時に国が定める原発事故の警戒区域等に居住地されていた方以外は、無料措置の対象にはなりません。

Q4

警戒区域及び計画的避難区域の見直しにより、新たに避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域が設定された場合の取扱いはどうなりますか？

A4

新たに区域が設定された場合であっても、当面、被災時に警戒区域等に居住されていた方は無料措置の対象となります。

●無料措置の対象車両について

Q5

車種（軽自動車等、普通車、中型車、大型車、特大車）の限定はありますか？

A5

車種の限定はありません。

Q6

車両は自己所有車ではなく、レンタカーでも無料措置の対象となりますか？

A6

対象となります。

●払い戻しについて

Q7

原発事故の警戒区域等に居住されていた方を対象とした無料措置の利用方法を知らなかったため料金を払いました。返金できますか？

A7

通行料金お支払い後の払い戻しには、応じかねます。

Q8

必要な書面を忘れた（呈示しなかった）場合は、後から呈示することで返金となりますか？

A8

通行料金お支払い後の払い戻しには、応じかねます。必ず通行時に必要な書面をご呈示ください。

●被災時に警戒区域等に居住されていたことを証する書面について

Q9

警戒区域等に居住していたことを証明する書面の要件は何ですか？

A9

公的機関が発行する書面となります。料金所では必ず原本をご呈示願います（コピー不可）。

Q10

具体的にどのようなものですか？

A10

住民票の写し、運転免許証、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小型船舶操縦免許証、後期高齢者医療被保険証、介護保険証、宅地建物取引主任責任者証、パスポート、健康保険証、罹災証明書、罹災届出証明書、被災証明書、自治体が発行した避難を証明する書面

Q11

警戒区域等に居住していたことを証する書面はコピーでも良いですか？

A11

コピーの場合は、無料措置の対象とはなりません。必ず原本を呈示願います。

Q12

警戒区域等に居住していたことを証する書面が1枚しかありません。家族が別々に利用する場合、どうすればよいですか？

A12

料金所では、原本の呈示をいただくことで無料措置の対象となります。コピーの場合は、無料措置の対象とはなりません。

Q13

被災後に避難先である警戒区域等の外の住所にて、罹災証明書（被災証明書）を取得しました。証明書における名義人の住所は警戒区域等の外の住所が記載されていますが、被害を受けた物件等の所在地は警戒区域等の住所が記載されています。この証明書をもって、警戒区域等に居住していたことを証する書面となりますか？

A13

証明書の名義人の住所が警戒区域等ではなく、区域外の避難先での住所が記載されている場合、この証明書等は「警戒区域等に居住していたことを確認できる書面」には該当しません。

※ 罹災・被災された物件の所在地、被災場所は居住地には該当しませんのでご注意願います。

●本人が確認できる書面について

Q14

本人が確認できる書面とは何ですか？

A14

公的機関などが発行するもので、かつ、他人への発行を前提としていないものとなります。料金所では必ず原本を呈示願います（コピー不可）。

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（顔写真あり）、健康保険証、年金手帳、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小型船舶操縦免許証、船員手帳、後期高齢者医療被保険証、介護保険証、宅地建物取引主任責任者証、無線従事者免許証

Q15

本人が確認できる書面として無効なものはどのようなものですか？

A15

以下の書面は、本人が確認できる書面としては無効となりますのでご注意ください。

例）住民票、学生証、タスポ、公共料金の領収書、国民健康保険・後期高齢者医療一部料金等免除証明書 など

●避難元と本人の両方を確認できる書面

Q16

被災時に警戒区域等に居住していたことを証明する書面と、本人を確認できる書面を兼ねることができるものは、何がありますか？

A16

以下の書面については、被災前に発行され、なおかつ警戒区域等が住所として記載されている場合は、被災時に警戒区域等に居住されていたこととご本人であることの両方を確認できる書面となります。

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（顔写真あり）、健康保険証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小型船舶操縦免許証、後期高齢者医療被保険証、介護保険証、宅地建物取引主任責任者証

Q17

被災後に運転免許証を更新しましたが、警戒区域等にある住所が表示されています。この運転免許証のみで無料となりますか。

A17

被災後に更新された運転免許証は、ご本人が確認できる書面となりますが、被災時に警戒区域等に居住地があったことを証する書面にはなりません。別に警戒区域等に居住地があったことを証する書面をご用意いただき、運転免許証とあわせてご呈示ください。

●居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方について

Q18

特定避難勧奨地点とはどこですか？

A18

特定避難勧奨地点は、1年間当たりの放射線量が20ミリシーベルトを超えると推定される地点として原子力災害現地対策本部長が特定した地点とされていますが、個別具体の地点については公表されていません。

Q19

特定避難勧奨地点が設定された市町村から避難していますが、避難元の住居が特定避難勧奨地点に設定されたかどうかわかりません。

A19

特定避難勧奨地点に設定された場合は、対象となった住居の世帯に対し、市町村から個別に通知することとされています。

●居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けたことを証する公的書面について

Q20

居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けたことを証する公的書面とは何ですか？

A20

特定避難勧奨地点が設定された際に、対象となった住居の世帯に対し、市町村が個別世帯主あてに通知した文書となります。

Q21

居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けたことを証する公的書面はコピーでも良いですか？

A21

コピーの場合は、無料措置の対象とはなりません。必ず原本を呈示願います。

Q22

居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けたことを証する公的書面が1枚しかありません。家族が別々に利用する場合、どうすればよいですか？

A22

料金所では、原本の呈示をいただくことで無料措置の対象となります。コピーの場合は、無料措置の対象とはなりません。

Q23

居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けたことを証する公的書面には、世帯主の氏名しか記載されていません。同居していた家族は無料措置を利用できますか？

A23

世帯主と同居されていたご家族の方がご利用の場合は、居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けたことを証する公的書面のほか、当該書面に記載されている住所に居住していたことを証する書面（住民票の写し、運転免許証等）と、ご本人が確認できる書面（運転免許証等）をご呈示いただければ、書面を確認の上、無料といたします。

